

広  
報

# ありがわ

人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち

9

2021 September  
vol.189

特集

## 命を守る

## 「私が」「私たちが」







大 正11年（1922年）9月1

日に関東大震災が発生しました。また、昭和34年（1959年）9月26日の伊勢湾台風では戦後最大の被害を受けました。このことが由来となり、9月1日が「防災の日」と定められ、9月1日を含む1週間が「防災週間」とされています。今年（2021年）は8月30日（月）～9月5日（日）が「防災週間」です。

「防災の日」と「防災週間」は、一人一人が災害についての認識を深め、それに対処する備えをすることを目的として制定されました。

災害大国である日本。毎年のように、大雨や台風、地震などの自然災害で甚大な被害を受けています。

災害にみまわれるたびに、災害に対する備えをしようと、私たちは決意しているはずですが、しかし、災害のない日が続くと備えがおろそかになっていくのも事実です。

自分や家族のために。地域のために。災害時に何ができるのか、日頃どんな備えができるのか改めて考えてみませんか？



特集

# 命を守る 「私が」「私たちが」



防災の考え方には「自助」「共助」「公助」があります。「災害時は役場や警察、消防が助けてくれる」と思いがちですが、実際に災害が発生すると、役場や消防、警察などの「公助」は限定的にしか機能せず、災害の規模が大きくなるほど機能は低下します。

災害時には、自分の命は自分で守る「自助」、共に助け合う「共助」が重要な鍵となります。

写真：平成30年（2018年）の台風21号では有田川町でも大雨による土砂災害で道がふさがれたり、暴風により樹木や電柱が倒れ、停電、断水が続いたり、大きな被害を受けました。

特集  
命を守る  
「私が」「私たちが」

## 自分を守る

# 「もしも」に備える

## 自分の命は自分で守る

災害時は自分の命は自分で守る、

自分でなんとかする、という「自助」が基本です。もし自分が逃げ遅れたり、救助が必要な状況になったりすると、助けに来てくれる人まで危険にさらしてしまいます。自分を守ることで、他人も守ることができます。

「今もし被災したら、自分や家族はどうなる?」。1人にひとつの命、失えば戻ってくることはありません。だからこそ、命を守るために「もしも」を想定した避難・備えをイメージしましょう。

災害に「備えすぎ」ということはありません。「災害は必ず起こる」ということを前提に、災害時にいつでも対応できるように常に物と心、両方の準備をしておきましょう。

一人一人の備えと意識の変化が、自分だけでなくたくさんの人を救うことにつながります。

### ハザードマップの確認

ハザードマップとは、土砂災害や津波、浸水などについて、被害の想定範囲や規模、避難場所、避難経路などを示した地図のことです。

日頃からハザードマップを確認し、自宅の災害リスクを認識するなど、自分の周りにどのような危険がおよぶのか考えてみましょう。また、実際に避難場所まで歩いてみると地図からは分からない「危険」が見えてきます。災害時に通行できなくなりそうな場所はないか、ハザードマップを確認し、実際に避難場所まで歩いてみましょう。町ホームページ、スマートフォン向けアプリ「ありだが防災・行政ナビ」から、各種ハザードマップ(洪水・土砂・ため池)が確認できます。紙媒体が必要な場合は、総務課(吉備庁舎)までお問い合わせください。

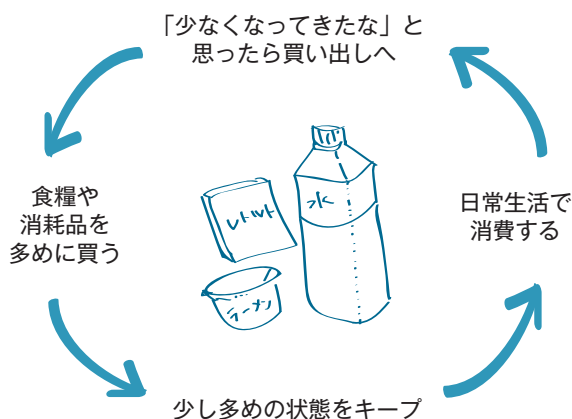
### 物を備える

大規模災害発生時は、物資が不足し、交通網の寸断などにより物資が入ってこなくなることが想定されます。各家庭で、最低3日〜1週間程度の家族全員分の備蓄をしておきましょう。

「備蓄品」は、普段食べている食糧などを多めに買って置き、賞味期限の近いものから消費し、その都度補充していく「ローリングストック法」で簡単に備えられます。食糧のほか、ガスボンベやウェットティッシュなどの消耗品も一緒に備蓄しておくことで安心です。自宅が損傷しても取り出せる場所に保管しておきましょう。

避難する際、当面必要となる最低限のものを詰めた「非常持ち出し袋」の準備も大切です。リュックなどの持ち出しやすいバッグにまとめ、すぐに持ち出せるところに置いておきましょう。

備蓄品の考え方  
「ローリングストック法」



性別や年齢などにより、一人一人に必要なものは異なります。災害時、自分や家族にとって必要な物は何か考えておくことが大切です。

## 配慮が必要な方の備蓄品



ペット

- ペット用食料・水
- ペット用トイレ
- ペットゲージ
- ペット用おもちゃ



乳幼児

- スティックタイプの粉ミルク
- 離乳食
- おもちゃ
- 乳幼児用の菓子類
- お尻拭き
- おむつ
- 抱っこひも



高齢者

- おかゆなどの軟らかい食品
- 入れ歯用洗浄液



女性

- 生理用品
- 紙ショーツ

【このほかにも…】

職場でスカートやパンプスを着用している方は、長ズボンとスニーカー・靴下を職場に備えておくなどの工夫を。

【このほかにも…】

補聴器を利用されている方は補聴器用の電池の用意も忘れずに。

## 建物の耐震化



「木造住宅無料耐震診断事業」「ブロック塀等撤去事業補助」について、22ページに記載しています。

平成7年（1995年）に発生した阪神・淡路大震災では、死者の大部分が家屋の倒壊などによる圧死です。倒壊被害は、現在の耐震基準を満たさない昭和56年（1981年）以前の建築物に集中していました。昭和56年（1981年）以前建設の建物は、特に地震による倒壊の危険性が高いといわれており、住宅の耐震化が必要とされています。まずは耐震診断を受け、確認してみましょう。

有田川町では対象となる住宅での耐震診断や耐震改修、耐震ベッド・シェルターの設置に対し、補助を受けることができます。補助対象や要件などの詳細は建設課（吉備庁舎）までお問い合わせください。

## ブロック塀の点検・撤去

過去の災害で、多くのブロック塀が倒壊し、倒壊したブロック塀の下敷きになって命が奪われています。また、倒壊したブロック塀は人的被害以外にも、道路をふさがり、避難や救助・消火活動を妨げます。

普段身近にあるブロック塀が、災害時には、誰かの命を奪う凶器になるかもしれません。ブロック塀を凶器にしないために、ブロック塀の点検・撤去を行いましょ。

有田川町では、対象となるブロック塀の撤去費用を補助する制度があります。詳しくは建設課（吉備庁舎）までお問い合わせください。

## 防火対策

地震の後、恐ろしいのが火災です。火災は、周りにも被害を与えてしまいます。震災時の火災の主な原因は通電火災、ガス漏れ火災、石油ストーブによる出火です。漏電遮断器や感電ブレーカーなどの装置を利用し、コンロやストーブなどの火気器具の周りに物を置かないようにしましょう。

住宅用消火器などを設置したり、地域の防災訓練に参加したりして、火災

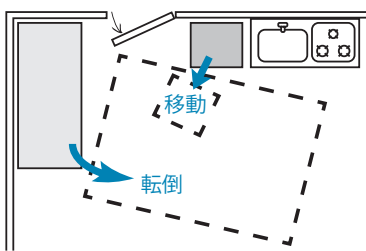
発生時に対応できるようにしておくことが大切です。自分で対応できない場合の逃げ道も、考えておきましょう。

## 家具を凶器にさせない

地震災害での負傷者の約3割から5割が、家具などの転倒・落下・移動によるものです。また、負傷しなくても家具などに逃げ道をふさがれてしまうこともあります。

もしもの時、家具を凶器にさせないために、まずは配置を見直し、次に転倒防止の家具固定を行いましょ。日頃から部屋に物を置かない、出しっぱなしにしないなどの心がけも大切です。

有田川町では、家具転倒による被害の防止と軽減を図るために家具固定の支援を行っています。詳しくは総務課（吉備庁舎）までお問い合わせください。



家具が転倒・移動することで出口がふさがれてしまいます。



特集  
命を守る  
「私が」「私たちが」

## 地域を守る

# 地域と人を知る 地域は地域で守る

「大きな災害が起きた時、行政による公的な力、または個人の力だけではどうにもならない」。これは阪神・淡路大震災の最大の教訓です。災害の規模が大きくなるほど、行政自体が被災して機能が麻痺するような状況になり、迅速に支援することが難しくなります。そのため、自分自身や地域での助け合いといった「自助」「共助」が重要となってきます。

「共助」とは、災害時にまず自分自身や家族の安全を確保した後に、近所や地域の方々と助け合うことです。災害時に円滑に助け合いができるように、日頃から近所付き合いを大切にし、助け合える関係を築いたり、避難行動が困難な方などを把握し、支援方法を考えたりしておくことが大事です。

また、地域の自主防災組織の活動などに積極的に参加し、地域ぐるみの防災力向上に努めましょう。

## 「災害時協力井戸」の登録

近年多発している大規模災害時に水道が長時間ストップした場合、生活用水を確保することは非常に困難です。そこで、町内の井戸を「災害時協力井戸」として登録させていただき、災害による断水時に活用できる制度を設けています。井戸を所有されている方は、ぜひ登録にご協力をお願いします。

### ●災害時協力井戸とは

井戸の所有者の善意で、災害時の断水の際に無償で供用できる井戸のことです。生活用水（トイレや清掃など）としての使用に限ります。

### ●登録できる井戸

- ・災害時に無償で井戸水の提供ができること。
- ・町内に所在し、屋外などの使用しやすい場所にあること。
- ・井戸水をくみ上げるためのポンプまたはつるべなどがついていること。
- ・町民などに周知ができるよう、井戸の所在地など、必要な井戸情報の公表に同意できること。

- ・認識しやすい場所に、町から配付する標識（看板）を掲示できること。

### ●登録までの流れ

- ①登録申出書を水道課に提出  
※町ホームページからダウンロードできます。
- ②井戸の現地調査  
※水質検査を行います。水質検査は登録決定する際の1回のみです。
- ③登録通知書の送付・登録標識（登録看板）の設置
- ④登録情報の公表



## 避難の際には「黄色い旗」を立てて

災害が発生した際、町民の皆さまには避難をお願いすることがあります。「黄色い旗」は災害が発生し避難をする際、玄関先に旗を立てていただくことで、家族全員が無事に避難したことを周囲に伝えるためのものです。逆に、避難の必要がある状況で旗の立っていない世帯（家）には、声をかけて避難を促しましょう。

転入などでこの旗をお持ちでない場合は、やすらぎ福祉課（金屋庁舎）までお問い合わせください。



# 頼りになるのは

# 「互近助」さん



「助ける」というのは、実際に手を差し出して命を救うことだけではありません。隣近所の安否確認をしたり、避難をするときに声を掛けたりすることも「助ける」ということです。

普段から近くに体の不自由な人や高齢者、病気の人がいれば、さりげなく見守り、声をかける。また、自分自身が高齢者であっても、元気であれば要配慮者の代わりに助けを求めたり通報したりすることはできません。

災害時にはご近所や地域のつながりといった「互近助」が多く命を助けることに結びつきます。「公助ではできないところを共助でやる」「地域だからできること、地域がやらなければいけないことがある」と一人一人が積極的に捉えていくことが大切です。

## 「避難行動要支援者」の登録

近年の大規模災害における犠牲者の多くは、高齢者や障害者などの「要配慮者」です。有田川町では、そのような人の情報を事前に登録し、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織などと共有して、災害対策に役立てています。

災害時、地域内での避難支援活動を円滑に行うためには、自治会などを中心とした近隣の助け合いが大切です。日頃から要配慮者の所在把握や、避難支援の体制づくりに取り組むことが、地域の防災・減災につながります。

### 「避難行動要支援者」登録対象者

- ① 65歳以上の一人暮らし高齢者
  - ② 65歳以上の高齢者のみの世帯の人
  - ③ 介護保険法に基づく要介護認定において要介護3以上の判定を受けている人
  - ④ 身体障害者のうち障害者手帳を有する者で、障害の程度が1級又は2級の人
  - ⑤ 知的障害者のうち療育手帳を有する者で、障害の程度がA判定の人
  - ⑥ 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
  - ⑦ 特定疾患医療受給者証を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児
- ※上記に該当する人で、かつ下記項目に該当する人が対象になります。
- ・在宅の人であって、災害時に自力避難が困難な人
  - ・自身の避難支援に係る個人情報を自治会などへ提供することに同意した人

### 登録申請の方法

やすらぎ福祉課（金屋庁舎）、もしくは自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織代表者へご連絡ください。

その後、町の調査員が自宅を訪問し、申請書の作成をお手伝いし、登録を行います。

※すでに登録済みの方は再登録不要です。

### 地域の絆で要配慮者を守ろう 「個別避難支援計画（個別計画）」の作成

避難行動要支援者名簿に登録されている要配慮者のうち、家族以外の第三者の支援がなければ自力避難が困難とされる在宅者を個別計画対象者とし、個別計画を作成します。

個別計画とは、個別計画対象者に避難情報などを伝えたり、避難所までの支援を誰がするのかを事前に定め、避難支援を迅速に行うためのものです。

#### ● 個別計画作成方法

個別計画対象者と自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織などが相談しながら個別計画を作成します。



### ご理解ください

この制度は、あくまで地域住民が共に助け合う「共助」のもとに行われます。

災害時には避難支援者も被災することが考えられます。必ず支援が受けられるとは限らず、支援者が責任を負うものではありません。

特集  
命を守る  
「私が」「私たちが」

## 家族を守る

# 家族会議を開こう

## ～家族の命は家族で守る～

災害時の行動や安否確認の方法、集合場所などを決めていきますか。家族みんなが一緒の時に、災害が発生するとは限りません。「避難場所はどこだろう」「みんなが離ればなれのとときに災害が起こったらどうする？」など、もしもの時に備えて家族で話し合ってみましょう。

### 災害時の安否確認・伝言

災害発生時には、被災地への通話が集中します。また、多くの帰宅困難者が発生し、家族が離ればなれになることもあります。

災害発生時には、むやみに移動せず、安全を確認したうえで、職場や外出先などに留まるようにしてください。安心して留まれるように、あらかじめ家族と話し合っ、複数の連絡手段を確保しておきましょう。

#### ● NTT 災害用伝言ダイヤル(171)

「171」にダイヤルし、案内に従って録音や再生をします。1回に録音できるのは30秒まで。必要な情報のみを簡潔にまとめましょう。なお、保存期間は48時間です。

#### ● 災害用伝言板(携帯電話)

携帯電話各社による文字を使った安否情報確認サービスです。携帯メニューやアプリケーションから登録画面にアクセスして使用します。

お使いの携帯電話会社によって利用のための表示などが異なります。各社のホームページなどでご確認ください。

#### ● SNSの活用

電話と比較して利用できる可能性が高いのがインターネットです。SNS(ソーシャルネットワークワーキン



### 災害用伝言板(携帯電話)の利用方法

#### 【登録方法】

- ①「災害伝言板」を選ぶ。
- ②「登録」を選ぶ。
- ③伝えたい項目を選ぶ(「無事です」「避難所に居ます」など)。コメントを入力することもできます。
- ④「登録」を選ぶ。

#### 【確認方法】

- ①「災害掲示板」を選ぶ。
- ②「確認」を選ぶ。
- ③安否確認したい相手の携帯電話番号を入力する。
- ④「検索する」を選ぶ。
- ⑤確認したい安否情報を選択する。



### NTT 災害用伝言ダイヤルの利用方法

#### 【録音方法】

- ①「171」をダイヤル。
- ②「1」(録音)を押す。
- ③被災地の方はご自宅などの電話番号を入力。被災地以外の方は、被災地の方の電話番号を市外局番から入力。
- ④音声メッセージを録音。

#### 【再生方法】

- ①「171」をダイヤル。
- ②「2」(再生)を押す。
- ③被災地の方はご自宅などの電話番号を入力。被災地以外の方は、被災地の方の電話番号を市外局番から入力。
- ④録音内容を確認。



グサービス)などの利用によって、誰でも情報発信・収集をすることができます。

●**遠くの知り合いを通じた安否確認**  
被災地では電話がつながりにくくなる恐れがあります。被災地以外の知り合いに自分の状況を伝え、家族の安否確認を行うことも有効な手段です。

この場合、災害時優先電話となる公衆電話を活用しましょう。

●**伝言メモを残す**

通信機器の電池が切れた場合の手段も確保しておきましょう。あらかじめ、家族と伝言メモを残す場所を決めておき、災害時にはその場所に、安全であることや避難先を記入したガムテープや付箋を貼ることで家族の行動を確認することができます。

外から見える場所にメモを残すと、空き巣被害につながることもあるため、家族など関係者だけが見られる屋内にしておきましょう。

家族と話した内容について、書き留めて持ち歩くための用紙を掲載します。

▼家族で決めておく連絡のルール。この用紙に記入して切り取り、いつも持ち歩きましょう。

防災ありだがわ 身を守るカード

私の連絡先など	名前	
	住所	
	電話	
	持病など	
「171」の登録先電話番号(自宅)		
集合場所・避難場所		
連絡を取り次いでくれる人	名前	
	連絡先	
家族や安否確認を取りたい人の連絡先	名前	
	電話	
	メール	
	名前	
	電話	
	メール	
	名前	
電話		
メール		

防災ありだがわ 身を守るカード

私の連絡先など	名前	
	住所	
	電話	
	持病など	
「171」の登録先電話番号(自宅)		
集合場所・避難場所		
連絡を取り次いでくれる人	名前	
	連絡先	
家族や安否確認を取りたい人の連絡先	名前	
	電話	
	メール	
	名前	
	電話	
	メール	
	名前	
電話		
メール		

## 避難場所を決める

家族が別々の場所で被災した時に、どこで集合するのか、どこに避難するのか、どのように避難するのかを決めておきましょう。あらかじめ決めておくことで、被災時に落ち着いて家族と合流することができます。

## 「防災さんぽ」を試してみよう

実際に災害が起こったことを想定して、避難場所までのルートや避難場所を確認する「防災さんぽ」を試みましょう。

ハザードマップを参考にして、避難場所の場所と避難までにどれだけの時間がかかるのか、途中で危険な場所はないかなどを事前に把握しておきましょう。避難所までの経路を複数知っておくことも大切です。



▼カードの裏側、空いたスペースはメモなどにお使いください。

### NTT 災害用伝言ダイヤルの利用方法

#### 【録音方法】

- ①「171」をダイヤル。 ②「1」（録音）を押す。
- ③被災地の方はご自宅などの電話番号を入力。被災地以外の方は、被災地の方の電話番号を市外局番から入力。
- ④音声メッセージを録音。

#### 【再生方法】

- ①「171」をダイヤル。 ②「2」（再生）を押す。
- ③被災地の方はご自宅などの電話番号を入力。被災地以外の方は、被災地の方の電話番号を市外局番から入力。
- ④録音内容を確認。

### 災害用伝言板（携帯電話）の利用方法

#### 【登録方法】

- ①「災害伝言板」を選ぶ。 ②「登録」を選ぶ。
- ③伝えたい項目を選ぶ。 ④「登録」を選ぶ。

#### 【確認方法】

- ①「災害掲示板」を選ぶ。 ②「確認」を選ぶ。
- ③安否確認したい相手の携帯電話番号を入力する。
- ④「検索する」を選ぶ。
- ⑤確認したい安否情報を選択する。

### NTT 災害用伝言ダイヤルの利用方法

#### 【録音方法】

- ①「171」をダイヤル。 ②「1」（録音）を押す。
- ③被災地の方はご自宅などの電話番号を入力。被災地以外の方は、被災地の方の電話番号を市外局番から入力。
- ④音声メッセージを録音。

#### 【再生方法】

- ①「171」をダイヤル。 ②「2」（再生）を押す。
- ③被災地の方はご自宅などの電話番号を入力。被災地以外の方は、被災地の方の電話番号を市外局番から入力。
- ④録音内容を確認。

### 災害用伝言板（携帯電話）の利用方法

#### 【登録方法】

- ①「災害伝言板」を選ぶ。 ②「登録」を選ぶ。
- ③伝えたい項目を選ぶ。 ④「登録」を選ぶ。

#### 【確認方法】

- ①「災害掲示板」を選ぶ。 ②「確認」を選ぶ。
- ③安否確認したい相手の携帯電話番号を入力する。
- ④「検索する」を選ぶ。
- ⑤確認したい安否情報を選択する。



## 緊急時に

## 情報を受け取る

緊急時には、早く・正確に情報を受け取ることが大切です。

メールでの配信サービスなどは事前の登録が必要であるため、今うちに登録しておきましょう。

## 放送・音声

- 防災行政無線による放送
- 広報車による巡回



## メール

● 緊急速報メール・エリアメール／有田町町内に在町の皆さまの携帯電話に情報が配信されます。事前登録は不要です。

※一部端末では受信できないものがあります。

● 有田町防災情報メール配信サービス／事前に登録いただいたメールアドレスに情報が配信されます。

・登録／「bousaiaridagawa-town@raidens2ktaiwork.jp」に空メール

● 和歌山県防災わかやまメール配信サービス／事前に登録いただいたメールアドレスに情報が配信されます。

・登録／「regist@bousai.pref.waka.yamalg.jp」に空メール

## インターネット

- 町ホームページの「緊急情報」
- 町公式 SNS
- ヤプー（天気・災害）
- 気象庁ホームページの「キキクル」

## スマートフォン向けアプリ

● ありだがわ防災・行政ナビ／有田町公式のスマートフォン向け防災アプリです。防災行政無線の放送内容や防災マップを確認できるほか、行政情報の配信を行っています。



iOS  
(iPhone)



android  
(スマートフォン)

● 和歌山県防災ナビ（スマートフォン向けアプリ）／アプリをダウンロードすることで、防災情報がプッシュ型通知により届きます。

## その他

- テレビわかやまデータ放送／テレビわかやま放送の「dボタン」から、防災情報を確認できます。
- 停電情報／関西電力送配電ホームページ、関西停電情報アプリで確認できます。

## 弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性があります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線でサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メールなどにより緊急情報をお知らせします。

### 弾道ミサイル発射情報の訓練放送を実施します。

● 日時／10月6日（水）11:00～

※この訓練は、国からの緊急情報をJアラートを介し、自動で住民へ伝達を行うもので全国一斉に実施されます。防災行政無線などの情報配信を実施しますが、訓練ですので実際の情報と取り違えないようにご注意ください。



とるべき避難行動

- ① 建物の中に避難
- ② 地面に伏せて頭を守る
- ③ 窓から離れる

## 有田川町結婚相談所推進委員へ感謝状を贈呈

有田川町結婚相談所推進委員として長年に渡り活動・貢献された4人の皆さまに、結婚相談所の解散に伴い、7月21日（水）に町長から感謝状と記念品を贈呈しました。

平成19年（2007年）に「有田川町農業者年金協会結婚相談所」が設立され、平成22年（2010年）からは「有田川町結婚相談所」として、推進委員の皆さまには婚活イベントの企画や運営、相談などを担っていただきました。長い間、誠にありがとうございました。



写真（左から）＝中山 正隆町長、藤岡 辰夫さん、栗生 恵さん、星田 光司さん、森田 耕司さん

## 食生活改善推進員名誉会員賞を受賞



吉井朝子さんが満90歳を迎え、7月19日（月）全国食生活改善推進協議会から表彰されました。

長年にわたり食生活改善推進員として、栄養・運動・休養の調和を基本とする健康づくり活動や、生活習慣病を予防するための食習慣の普及活動に尽力されてきました。

今後のご活躍を祈念しております。

写真＝吉井 朝子さん（右下）と有田川町食生活改善推進協議会の役員の皆さま

## 近畿大学と包括連携協定締結

7月26日（月）に「有田川町と近畿大学との連携・協定に関する包括連携協定」を締結しました。

この協定により、近畿大学生石農場で生産される「近大おいし鴨」を有田川町のふるさと納税の返礼品とするなど、有田川町と近畿大学が相互に連携・協力し地域の資源を生かして町の活性化が進むことが期待されます。

写真（左から）  
＝有田川町長 中山 正隆、近畿大学 学長 細井 美彦氏





高齢者の暮らしを応援!

## 地域包括支援センターだより

☎ 金屋庁舎 32-5102 (直通)  
清水行政局 ☎ 25-1269 (直通)

有田川町地域包括支援センターでは、介護予防などの相談に応じています。

### おたっしゅさ〜ん! 〜これからも現役!いつまでも現役!〜

小畑 清子 さん (104歳)



#### 「おたっしゅさ〜ん 第1号」

「おたっしゅさ〜ん 第1号」として登場してくれた小畑清子さん。あれから3年がたち、104歳になった現在取材しました。

家の2階の窓から景色を眺めることが好きで日課になっていた小畑さん。今も自分で階段を上がって眺めているそうです。また、お孫さんから農業に使う手袋や手さし、ヤッケのほつれ直しを頼まれることもあるそうで、「頼りにしてくれると嬉しいよ」と針に糸を通して見せてくれました。

元気に過ごすために普段から心掛けていることは“朝と夕方のNHKテレビ体操を続ける”“「腹は立てず。あったことはあったことと思ひ、くよくよせず前向きに」と思ひ過ごす”ことだと教えてくれました。

## 生活支援コーディネーター NPO 法人 ひだまりの和

生活支援コーディネーターとは、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための応援団です。

地域での「支え合い」や「助け合い」により、“誰かが誰かを気にかける社会”を一緒に考え、実践していきましょう。また、介護のこと終活のことなど、なんでも相談をお受けしています。

### 事務所が金屋文化保健センター3階に移転しました!

開所日：月・水・金曜日（祝日を除く）  
13:00～16:00

※訪問に出ることがあります。

来所の場合は事前にお問い合わせください。

☎ 32-2234（曜日・時間を問いません）

## 大切ないのち

健康推進課（金屋庁舎）  
清水行政局住民福祉室

9月10日の「世界自殺予防デー」から1週間は、自殺予防に関する理解を深めるための「自殺予防週間」です。自殺の要因はいくつかある中、今後さらに新型コロナウイルス感染症の影響により自殺リスクが高まるともいわれています。

皆さんは今まで自殺したいと考えたことはありますか。また身近な人に、自殺について相談された経験はありますか。

平成30年度（2018年度）に有田郡市在住の20歳以上の住民2000人に実施した調査によると「これまで自殺をしたいと考えたことはありますか」の問いに、有田川町では15.9%の方が「ある」と回答しています。また「自殺したいと思うほどの悩みを抱えた時は誰かに相談しますか」の問いに37.3%の方が「する」、13%の方が「しない」、35.7%の人が「わからない」と回答しています。さらに「自殺したいと思うほどの悩みを抱えた時は

誰に相談しますか」の問い（複数回答可）には、親や兄弟姉妹等家族が

58.3%、配偶者が54.8%、友人・知人が34.8%となっており、誰もが近い人から自殺の悩みを打ち明けられる可能性があると考えられています。（有田圏域いのち支え合いプラン 平成31年（2019年）3月策定より）

## ゲートキーパー

「ゲートキーパー」とは、周りで悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人のことです。一人一人がそれぞれの立場でゲートキーパーの役割を担うことが自殺予防として期待されています。あなたの大切な人の命を守るためにも、ゲートキーパーとしての役割を確認していきましょう。

- ・気づき／眠れない、食欲がないなどの家族や仲間の変化に気付いて声をかける。
- ・傾聴／本人の気持ちを尊重し、耳

を傾ける。また、相手を思う自分の気持ちを伝える。

・つなぎ／こころの病気や社会的な問題を抱えているようであれば、早めに専門家に相談するよう促す。

・見守り／温かく寄り添いながら、じっくりと見守る。

このように話を聞き、一緒に考え、てくれる人の存在は悩んでいる人の孤立を防ぎ、安心を与えます。しかし、ゲートキーパーとしての役割を果たす人自身、まずは自分自身の健康管理、悩み相談も大切であることを忘れないでください。

## ●ゲートキーパー養成講座

有田川町では自殺対策の取り組みの一環として「ゲートキーパー養成講座」を平成26年度（2014年度）から開催しています。

昨年度は新型コロナウイルス感染症流行のため開催できませんでしたが、今年度は令和4年（2022年）1月頃に開催予定です。ご自身や周りの方の心の健康を考える機会として、ぜひご参加ください。

## 相談窓口

和歌山県精神保健福祉センターでは各種相談会を開催しています。詳細はお問い合わせください。

## ●わかちあいの会「うめの花」

・対象／大切な人を自死で失った方  
・参加費／200円

※一時保育あり（事前申し込み必要）

※初参加の方は申し込みが必要

## ●自死遺族相談（個別相談）

・対象／大切な人を自死で失った方  
※相談無料・予約必要

## ●薬物依存当事者と家族の個別相談

・対象／薬物依存症、覚せい剤・危険ドラッグ・処方薬などにお悩みの方やその家族  
※相談無料・事前申し込み必要

## ●はあとライン電話相談

・対象／生きづらさを感じている方、大切な人を自死で失った方、依存症・嗜癖（しよへき）などにお悩みの方やその家族  
相談電話番号／0570・064

・556（24時間・365日対応）

## ●ギャンブル問題・相談

・対象／ギャンブルに関する問題にお悩みの方やその家族  
※相談無料・事前申し込み必要

## ●相談会に関するお問い合わせ・申し込み

和歌山県精神保健福祉センター（和歌山市手平2丁目1・2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階）  
☎073・435・5194



## おとな

## 集団健診

健康推進課（金屋庁舎）  
清水行政局住民福祉室

9月30日（木）

8:00～9:00 金屋文化保健センター  
特定・胃・大腸・胸部・乳房

## 運動教室

健康推進課（金屋庁舎）

9月2日（木）、10月7日（木）

■場所／きび保健福祉センター

実施時間  
19:30～  
20:30

## 健康相談

健康推進課（金屋庁舎）

9月1日（水）、10月6日（水）

■場所／金屋文化保健センター

実施時間  
9:00～  
11:00

9月3日（金）

■場所／清水保健センター

## 健康づくり講座

健康推進課（金屋庁舎）  
清水行政局住民福祉室

9月2日（木）14:00～ 城山出張所

■内容／今から"健口"<sup>けんこう</sup>アップ！

9月6日（月）13:00～ 金屋文化保健センター

■内容／栄養士に聞くお手軽♪減塩食

9月26日（日）9:30～ きび保健福祉センター

■内容／体スッキリ！お家でカンタン体操

## こども

## 子どもの健康相談

健康推進課（金屋庁舎）  
清水行政局住民福祉室

9月2日（木）金屋文化保健センター

9月6日（月）清水保健センター

9月16日（木）金屋文化保健センター

10月4日（月）清水保健センター

10月7日（木）金屋文化保健センター

実施時間  
9:00～  
11:00※清水保健センターでは、10:30頃から  
保育士による育児サロンも併せて行います。

## 乳幼児健診

健康推進課（金屋庁舎）

4カ月児健診 [令和3年（2021年）5月生まれ]

9月28日（火）13:00～13:15

10カ月児健診 [令和2年（2020年）10月生まれ]

9月7日（火）12:30～12:45

1歳6カ月児健診 [令和2年（2010年）1月生まれ]

9月15日（水）12:45～13:00

2歳児健診 [令和元年（2019年）6月生まれ]

9月22日（水）12:45～13:00

3歳6カ月児健診 [平成30年（2018年）2月生まれ]

9月8日（水）12:45～13:00

■場所／金屋文化保健センター

## あなたの健康を支える「国民健康保険」

医療費状況（令和3年（2021年）7月）

加入者数	7,538人
支払額	2億8,956万円
1人当たりの医療費	3万8,413円 (前年同月3万4,811円)
令和2年度（2020年度） 1人当たりの医療費	3万7,372円/月 44万8,464円/年

医療費が増えると、自己負担額や国保税の増加につながります。私たちのちょっとした心がけで、その増加を止めることができます。

## ＜私たちにできること＞

1. お医者さんのかかり方を見直しましょう  
(重複・頻回受診などは、なるべく避けましょう)
2. 休日・時間外受診はできるだけ避けましょう
3. 薬は上手に飲みましょう  
(ジェネリック医薬品について検討してみましょう)
4. 健康診断を受けましょう

# 消防だより

令和3年(2021年)  
7月末現在の出動件数

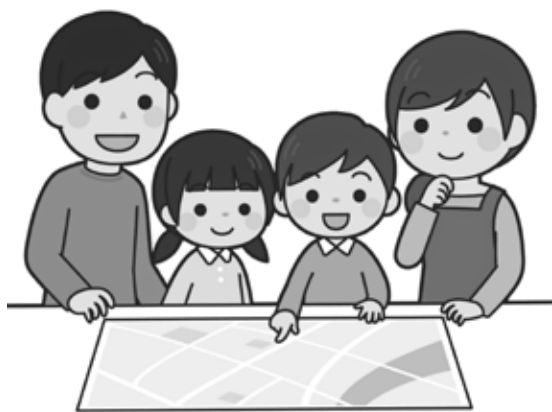
有田川町消防本部 ☎52・5950  
 吉備金屋消防署 ☎52・5950  
 清水消防署 ☎25・1243

火災 : 17件  
 救急 : 696件  
 救助 : 3件

病院紹介(和歌山県救急医療情報センター) ☎073・426・1199

## 備える防災

近年、台風や大雨による洪水、地震などの自然災害が多く発生しています。災害時に自分や家族を守るために、日頃から防災意識を高く持ち、災害に備えておくことが重要です。



## ハザードマップ

皆さまは、災害が起きたらどこに避難すればいいのか、どこが危険なのか知っていますか。これらを知らない、災害時に安全に行動できません。

災害が発生したときに落ち着いて身を守る行動がとれるように、ハザードマップを使って考えてみましょう。

- ①自宅の位置を確認し、しるしをつける。
  - ②最寄りの避難場所を確認し、しるしをつける。
  - ③避難経路を考える。
- ・自宅の位置と併せて、危険な場所も確認する。
  - ・最寄りの避難場所だけでなく、複数の避難場所を確認しておく。
  - ・危険な場所を避け、安全な経路を考える。

- ④家族で実際に避難経路を歩いてみる。
- ・実際に歩き、避難にかかる時間の確認や、目視で危険な場所の確認をする。

※ハザードマップは町ホームページ、スマートフォン向けアプリ「ありだがわ防災・行政ナビ」から確認できます。

## 危険物の取り扱いに注意しましょう

換気状態の悪い室内で、草刈り機用の混合ガソリン燃料を誤ってこぼし、拭きとった後に蚊取り線香に火をつけようとしたところ、気化した燃料に引火し、火傷を負うという事故が町内で発生しています。

- 危険物を取り扱う、保管する際は次のことに注意しましょう。
- ・取り扱う際は風通しの良い場所で行い、周囲に火気がないかなど安全確認を行う。
  - ・直射日光が当たる場所や高温になる場所、火気のある場所には保管しない。
  - ・ガソリン携行缶のふたを開ける際は、必要以上に保管しない。

## 救急出動の状況

令和3年(2021年)1月～6月

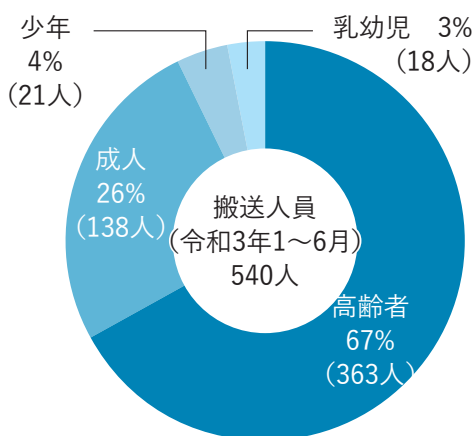
令和3年(2021年)上半期(1月～6月)の救急出動件数は582件、搬送した人数は540人でした。昨年の同期間と比較すると増加しています。

救急搬送人数を年齢別に比較すると、高齢者が363人と最も多く、全体の67%を占めています。

成人は138人、少年は21人、乳幼児は18人、新生児は0人でした。

※新生児/生後28日未満

乳幼児/生後28日以上～満7歳未満  
 少年/満7歳以上～満18歳未満  
 成人/満18歳以上～満65歳未満  
 高齢者/満65歳以上



# 環境衛生課からの お知らせ

環境衛生課（吉備庁舎）  
清水行政局 建設環境室

〈ごみ分別すれば資源〉

## 太陽光発電。 太陽熱利用設備補助制度

有田川町では「住宅用太陽光発電設備」、「太陽熱温水器」導入に補助制度を設けています。エコなエネルギーでエコな暮らしを実現してみませんか。

### 住宅用太陽光発電設備補助制度

- 住宅用太陽光発電設備（10kw未満）を新設する方に補助します。
- 対象者／太陽光発電設備を設置しようとする方で、本年度中に電力会社と電力需給契約を結ぶことができ、完成時に当町に住民登録されている方
- 補助額／最大出力に1kwあたり4万円を乗じた額、上限は12万円（モジュール出力で計算）

### 太陽熱温水器等導入補助制度

- 太陽熱利用機器（ソーラー温水器など）を導入しようとする方に補助します。
- 対象者／町内に太陽熱利用機器を設置しようとする個人または事業者
- 補助額／導入しようとする機器費用の3分の1以内、上限10万円

※ただし貯湯槽を屋上に設置するタイプは一律7万円  
対象システム／太陽熱を給湯または空調などに利用する設備で未使用品に限る。サンルーム、ビニールハウスなどは除く。



## 犬の散歩はリードをつけて！

愛犬を散歩させるときは、必ずリードをつけましょう。十分にしつけられていればリードは不要ということではありません。どんなに人に慣れていて、訓練されている犬だとしても、ノーリード（リードをつけない、またはリードを外した状態）では通りすがりの人々に不安や恐怖を与えてしまいます。ノーリードの結果、愛犬を迷子にさせてしまったり、交通事故を引き起こしたりする恐れもあります。

また、犬による咬傷事故も全国で毎年発生しています。散歩は必ずリードをつけ、犬を制御できる人が行い、時間帯や場所も配慮しましょう。



## 生ごみ処理容器コンポスト 貸与制度をご利用ください

●対象者／コンポスト容器の有効活用・維持管理ができ、後日、町からの簡単なアンケートに答えられる方

●貸出数／1世帯または1事業所に2基まで

●その他／貸し出し時は環境衛生課（吉備庁舎）または清水行政局建設環境室まで直接受け取りに来てください。

## 家庭から出る 燃えるごみの収集量

令和3年（2021年）6月／約315トン  
前月から約1トンの減少

有田川町の家庭から出る燃えるごみや燃えないごみは環境センターで処理されており、その運営費の一部を分担金として支払っています。分担金はごみ搬入量と人口に基づいて計算されます。

生ごみの水切りやコンポスト容器の利用など、ごみ減量によって環境にも町財政にもエコな暮らしを目指しましょう。



# ビブリオバトルのデモンストレーション

ビブリオバトルの有田郡大会に向け、吉備中学校・石垣中学校・金屋中学校・八幡中学校でデモンストレーションを行いました。デモンストレーションでは学校の先生、学校図書館司書、教育委員会職員2人の計4人がバトラーとしておすすめ本を発表し、生徒たちがオーディエンスになり、3分間のディスカッションタイム（質問・応答）の後にチャンプ本を決めました。

9月23日（木・祝）に地域交流センター（ALEC）で行われる有田郡大会では、参加希望の生徒たちがバトラーとなっておすすめ本を発表し、チャンプ本が決定されます。上位に入賞したバトラーは12月の県大会に出場予定です。

## ～ビブリオバトルとは？～

ゲーム感覚を取り入れた、新しいスタイルの書評合戦。

バトラー（発表者）たちがおすすめ本を持ち寄り、1人5分の持ち時間で本の内容を紹介した後、バトラーとオーディエンス（観客）が一番読みたくなった本（チャンプ本）を多数決で決定する。



吉備中学校



石垣中学校



金屋中学校



八幡中学校

# 図書館だより

9月の臨時休館日はありません。

※休館時の図書の返却には、ブックポスト（ALEC・金屋図書館・しみず図書館室に設置）をご利用ください。

## 【図書施設連絡先・開館日時】

- 地域交流センター（ALEC） ☎ 52-4730  
火～金：10:00～19:00 土・日・祝：10:00～17:00  
月曜休館（月曜日が祝日の場合、翌日休館）
- ちいさな駅美術館（ポッポ絵本館内） ☎ 52-4730  
火～日：10:00～16:00 月曜休館（月曜日が祝日の場合、翌日休館）
- 金屋図書館 ☎ 32-5789  
火～日：10:00～17:00 月曜・祝日休館
- しみず図書室 ☎ 25-1788  
火～土：9:00～17:00 日・月・祝日休館

## 9月の原画展

### 「はらぺこめがね原画展」

期間／9月3日（金）～10月3日（日）  
場所／ちいさな駅美術館（ポッポ絵本館内）



## イベント

### はらぺこめがねと一緒に はらぺこペーパーでお弁当をつくろう

日時／10月3日（日）  
1部：10:30～12:00 2部：13:30～15:00  
場所／ALEC 研修室  
定員／親子15組 ※大人のみでの参加もできます。  
申込／9月3日（金）10:00～ ※電話申込不可  
申込場所／ちいさな駅美術館（ポッポ絵本館内）

## 今月の移動図書館

9月 8日（水）	安諦小学校	12:40～13:00
	しみず園	15:30～16:00
9月 15日（水）	小川小学校	12:50～13:15
9月 16日（木）	八幡小学校	13:00～13:45
9月 17日（金）	石垣小学校	12:30～13:00

## 今月のイベント

### おひぎでだっこのおはなし会 ※要申込

日時／9月14日（火）10:15～11:15  
場所／金屋図書館  
対象／4カ月～2歳児 定員／10組

### おはなし会

日程／9月 5日（日）・12日（日）  
19日（日）・26日（日）

場所／ポッポ絵本館  
時間／14:00～14:30

### ②日程／9月11日（土）

場所／金屋図書館  
時間／10:30～11:00

## 新着図書案内

### ■一般書

- 巫ノ国へ…………… 柏葉幸子／著
- ミラーワールド…………… 榎月美智子／著
- 老いの道楽…………… 曾野綾子／著
- 還らざる聖域…………… 樋口明雄／著
- 原因において自由な物語…………… 五十嵐律人／著
- サイレント黙認…………… 神津凜子／著
- 余命一年、男をかう…………… 吉川トリコ／著

### ■児童書

- どっちでもいい子…………… かせいまり／作 おとないちあき／絵
- ぼくは川のように話す…………… ジョーダン・スコット／文 シドニー・スミス／絵
- 子どもの本で平和をつくる イェラ・レップタンの目ざしたこと…………… キャシー・ステインソン／作 マリー・ラフランス／絵

※掲載しているイベントについて、やむを得ず中止または実施内容が変更される恐れがあります。最新の情報は、町ホームページをご覧ください。直接図書館施設にお問い合わせください。

令和3年度青少年育成町民会議主催

# 有田川町少年メッセージ

## 講評

少年メッセージ審査委員長

八幡中学校校長 柝崎 正幸

有田川町少年メッセージは、中学生が日頃の生活の中で感じた、家族や友人、地域の人々に対する思いや感謝、あるいは感動したり感銘を受けたりした経験、さらには将来への決意などを自分の言葉で表現することを通じて、同世代の青少年が互いに理解し合い、大人が中学生への正しい理解を深め、郷土の未来を担う若い世代の育成を図ることを目的として行っています。

今年には新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、4校の町立中学校から全619作品の応募があり、そこから選出した25作品から審査を行いました。その中から優秀作品を選び、8月21日(土)には優秀作品の発表会を開催しました。作品は、どれも中学生らしいはつらつとした感性豊かな文章でつづら

れていました。今年は特に新型コロナウイルス感染症に真摯な対応をする医療従事者やSDGs(持続可能な開発目標)に対する思いをつづつたと思える文章が多数を占めていました。

優秀作品に選ばれた生徒の作品は、自分の経験したことやニュースや本を見聞きした体験を通して感じたり、考えたりしたことなどを素直で純粋な熱い言葉で表現していました。その表現に感動し勇気をもらいました。応募いただいた生徒の皆さまに、改めて大きな拍手を送りたいと思います。

全国的に、新型コロナウイルス感染症の拡大が心配されますが、ワクチン接種がさらに進み、感染が終息に向かうことを願います。

## 優秀作品 (順不同・敬称略)

「完璧主義と戦う私」

吉備中学校1年

江川 好香

「私の将来の夢」

吉備中学校2年

堂前 紀恵

「言葉の大切さと危険さ」

吉備中学校3年

栗栖 奈々

「感謝とは」

吉備中学校3年

中山 結月

「新たな未来へ向かって」

石垣中学校2年

畑中 望来

「頑張らないといけない時」

八幡中学校1年

今西 由美

「背中を押してくれた

あるニュース」

八幡中学校3年

亀井 楓花





## 人権特設相談所

日常生活や身の回りの人権問題について、人権擁護委員が相談を受けます。相談は無料で、秘密は厳守します。

- 日時／9月16日(木) 13:00~16:00
- 場所／城山出張所(旧城山西小学校)

## 電話による人権相談窓口

みんなの人権110番(さまざまな人権問題)  
☎ 0570-003-110

女性の人権ホットライン(家庭内暴力など女性の人権問題)  
☎ 0570-070-810

こどもの人権110番(いじめ・虐待など子どもの人権問題)  
☎ 0120-007-110

考えてみませんか、私の人権、あなたの人権。

# 人権だより

有田川町教育委員会 社会教育課

電話 22-4513  
ファクス 32-4827

## ラジオドラマから

### 理不尽な人権無視

今となつては番組名やチャンネルも定かではありませんが、物語の内容があまりにも衝撃的だったので、紹介したいと思います。

運転中のカーラジオから、ドラマが流れてきました。物語の主人公は、小さい頃にハンセン病の強制収容所に送られ、現在もそこで生活する高齢の女性です。

驚いたのは、行き先を告げられずだまされたような格好で、ハンセン病強制収容所に送り出されたことでした。施設職員に「あなたのおうちは今日からここよ」と告げられたときは、どんな心持ちだったことでしょうか。そして、子どもを送り出した後の両親のすすり泣く声。お弁当を持たせ、家族全員で出かける準備をして送り出したことが、せめてもの親心だったのでしょうか。

当時のハンセン病隔離政策が、親子を引き離してしまったのです。子は親にだまされ裏切られたと恨み、親は子を手放したことを悔やみ続けるのです。「もうこの暮らしたに慣れました」という女性のつぶや

きに、あきらめと深い孤独を感じ、いたたまれない気持ちになりました。

家族に全く会えず、人権も無視された一生。実際にこんな目に遭われた方がおられるかも分かりません。当人はどんなつらい思いをしているか。誰もが他人の気持ちになって考えていかなければならないと思いました。

人権機関有田川理事 白藤勝俊

正しく理解できていますか？

## ハンセン病のこと

### ハンセン病とは

「らい菌」に感染することで起こる病気です。治療法がない時代は、身体の一部が変形するという後遺症が残ることがありました。しかし、現在の日本の衛生状態や医療状況、生活環境では「らい菌」に感染することや、感染したとしても発病することはほとんどありません。

早期に発見し、適切な治療を行えば、後遺症を残すことなく治すことができる病気です。

## ハンセン病の歴史

●中世〜近世／体の一部が変形するといった後遺症の特徴などから、偏見や差別の対象にされることがあった。

●1900年代〜1940年代／患者を強制的に収容し、療養所から一生出られなくする「ハンセン病絶滅政策」が行われ、偏見や差別が一層助長された。

●1940年代〜平成8年(1996年)／有効な薬が開発され、治療法が確立されたにもかかわらず、患者の隔離政策はそのまま継続された。

●平成8年(1996年)〜「らい予防法」が廃止され、患者隔離政策に終止符が打たれた。

「らい予防法」による国の誤った隔離政策が廃止され、20年以上がたった今も、多くの療養所入所者や社会復帰者は「ハンセン病に対する偏見や差別が残っている」と感じています。そうした偏見や差別を解決するためには、相手の人権を尊重する気持ちを持つことが大切です。

ハンセン病についての正しい知識と理解を持つこと。これが偏見や差別をなくす第一歩です。

出典：和歌山県人権局ホームページ

# お知らせ

## まちのデータ

(令和3年(2021年)7月末日現在)

人口	2万5,977人	交通事故発生件数	
男	1万2,308人	(7月中、物損含む)	
女	1万3,669人	有田川町	45件
	1万671世帯	死者	0人 負傷0人
			湯浅警察署調べ

お問い合わせ  
電話番号



吉備庁舎 }  
金屋庁舎 } 52-2111  
清水行政局 }

張絡張張	23-0001	環境セックタク	52-5384
出連出出	22-0351	プラスチック	52-7855
山生郷	22-0254	休日急患	52-4882
城粟五安水	26-0001	有田	52-3055
A L E C	52-5356	子育て支援センター	52-5474
	53-1031	有田川町少年センター	090-7966-1697
	52-4730		52-8744

### 相談

#### 9月の行政相談

●9月15日(水)

きび保健福祉センター 13時30分  
〜16時

問 総務課(吉備庁舎)

### 建物

#### 木造住宅無料耐震診断事業

●補助内容/無料で木造耐震診断士を派遣し、お住まいの木造住宅の耐震診断を行います。

●補助対象建物/次の全ての条件を満たす建物が補助対象です。

・有田川町内に存する個人所有のもので、申請者が対象建物を所有し、居住または居住する予定であるもの。

・平成12年(2000年)5月31日以前に着工された専用住宅、併用住宅(延べ床面積の2分の1以上を住居として使用しているもの)、長屋または共同住宅。

・地上階数が2以下かつ延べ床面積200㎡以下のもの。

※枠組壁工法、丸太組工法、鉄骨造等との混構造、建築基準法旧38条

の認定工法は対象外となります。

●申し込み方法/申込用紙に必要事項を記入の上、建設課(吉備庁舎)または清水行政局建設環境室へお申込みください。

※申込用紙は建設課(吉備庁舎)または清水行政局建設環境室でお受け取りいただくか、町ホームページからダウンロードしてください。

●受付期間/令和4年(2022年)1月31日(月)まで

※役場開庁日に伴う。  
※予算上限に達し次第、締め切ります。

※その他諸条件があります。詳しくはお問い合わせください。

問 建設課(吉備庁舎)

#### ブロック塀等撤去事業補助

●補助内容/道路等に面している危険なブロック塀を撤去する場合に補助金を支給します。

※「道路等」とは、国・県・町が管理する道路(里道などを含む)・その他公衆の用に供する道路であり、個人宅への進入路は対象外。

●補助対象工事

・道路等に面しているブロック塀等の全部または一部を取り除く工事。ただし、一部を取り除く場合

は道路面からの高さを60cm未満にすること。

※建築基準法第42条第2項に規定する道路(後退義務道路)内のブロックなどを撤去する場合は、その全てを撤去すること。

・有田川町内に本店を置く事業者に請け負わせる工事であること。

●補助金額/ブロック塀等の撤去に要する費用または町が定める標準工事費のうちいずれか低い金額の3分の2(上限10万円)

※フェンス・門扉などの撤去費は補助対象外。

●申し込み方法/申込用紙に必要事項を記入の上、建設課(吉備庁舎)または清水行政局建設環境室へお申し込みください。

※申込用紙は建設課(吉備庁舎)または清水行政局建設環境室でお受け取りいただくか、町ホームページからダウンロードしてください。

●受付期間/令和4年(2022年)1月31日(月)まで

※役場開庁日に伴う。  
※予算上限に達し次第、締め切ります。

※その他諸条件があります。詳しくはお問い合わせください。

問 建設課(吉備庁舎)





## ◆◆◆ 後期高齢

後期高齢者医療制度に加入されている皆さまへ  
ジェネリック医薬品のご案内

ジェネリック医薬品を使用した場合、1カ月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方を対象に「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」を8月下旬から9月上旬にかけて送付しています。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

## ●ジェネリック医薬品とは

先発医薬品（新薬）の特許が終了したあとに発売される医薬品です。先発医薬品と同等の品質・有効性・安全性を持つと国から認められています。開発費が抑えられるため、先発医薬品より低価格で提供され経済的です。

※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。  
※薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合があります。かかりつけの医師または薬剤師にご相談ください。

問 和歌山県後期高齢者医療広域連  
合（和歌山市吹上2丁目1番22  
号 日赤会館9階） ☎073・  
428・6688

## ◆◆◆ 下水道

浄化槽を使用している  
皆さまへ

浄化槽管理者には、次の3項目の維持管理が法律で義務付けられています。大切な水環境を守るため、浄化槽は適正に管理しましょう。

## ●保守点検（浄化槽法第10条）／浄

化槽の機能を発揮させるためには、定期的な点検や調整、薬剤の補給・修理など保守点検を受けなければなりません。保守点検は、県の登録を受けた保守点検業者で行ってください。

## ●清掃（浄化槽法第10条）／浄化槽

は、毎年1回以上の清掃を行わなければなりません。清掃は、町の許可を受けた浄化槽清掃業者で行ってください。

## ●法定検査（水質検査）（浄化槽法

第7条・第11条）／浄化槽は、使用開始後3カ月を経過した日から5カ月以内に1回、その後は年1回の水質の定期検査を受けなければなりません。県が指定した検査機関（公益社団法人和歌山県水質保全センター有田川事務所 ☎63・6161）で受けてください。

問 下水道課

## ◆◆◆ 年金

国民年金基金からの  
お知らせ

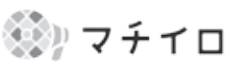
国民年金基金は、自営業者やフリーランスの方々が国民年金に上乗せして加入し、税金優遇を受けながら積み立て、老後により充実した年金を受け取ることができる公的な個人年金です。20歳以上60歳未満で、国民年金の保険料を納付している方が対象ですが、60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も加入できます。基本は終身年金なので、生涯にわたって年金を受け取ることができます。

詳しくは、全国国民年金基金にお問い合わせください。

問 全国国民年金基金和歌山支部

☎073・433・6100

広報ありだがわが  
アプリで読める！



広報ありだがわと町議会広報かわらばんをアプリ「マチイロ」でご覧いただけます。

App Store または Google Play からインストールしてご利用ください。利用料は無料。

## 献血

### 9月の献血

#### ●9月16日(木)

・有田川町消防本部 吉備金屋消防署 9時30分～11時30分

・有田川町役場吉備庁舎 13時～16時30分

#### ●9月25日(土)

・スーパーセンターオークワ有田川店 10時～12時・13時～16時30分

※内容変更があった場合、町ホームページでお知らせします。適宜ご確認ください。

### 問 健康推進課 (金屋庁舎)

## 募集

### 防衛省・自衛隊からのお知らせ 各種目 自衛官の募集

#### ●自衛官候補生

・資格/18歳以上33歳未満の者

・受付期間/①9月15日(水)まで

②10月7日(木)まで

・試験日/①9月25日(土)②10月

17日(日)

・試験会場/①県民文化会館②和歌山地方協力本部庁舎(和歌山市)

#### ●第2回 一般曹候補生

・資格/18歳以上33歳未満の者

・受付期間/9月6日(月)まで

・試験日/9月18日(土)・19日(日)のいずれか1日

・試験会場/県民文化会館

・海上・航空自衛隊 航空学生

・資格

・海上自衛隊/高卒(見込み含む)で18歳以上23歳未満の者

・航空自衛隊/高卒(見込み含む)で18歳以上21歳未満の者

・受付期間/9月9日(木)まで

・試験日/9月20日(月・祝)

・試験会場/和歌山地方協力本部庁舎(和歌山市)

#### ●防衛大学校学生(一般)

・資格/高卒(見込み含む)で18歳以上21歳未満の者

・受付期間/10月27日(水)まで

・試験日/11月6日(土)・7日(日)の2日間

・試験会場/和歌山県JAビル

・防衛医科大学校 医学科学生

・資格/高卒(見込み含む)で18歳以上21歳未満の者

・受付期間/10月13日(水)まで

・試験日/10月23日(土)

・試験会場/和歌山YMCA

・防衛医科大学校 看護学科学学生

・資格/高卒(見込み含む)で18歳以上21歳未満の者

・受付期間/10月6日(水)まで

・試験日/10月16日(土)

・試験会場/和歌山県JAビル

・試験会場/和歌山YMCA

・試験会場/和歌山YMCA

・試験会場/和歌山YMCA

・試験日/10月16日(土)

・試験会場/和歌山県JAビル

※受験資格などの詳細については、お問い合わせください。

防衛省自衛隊和歌山地方協力

本部 有田募集案内所(有田市

宮崎町106-2) ☎82-

6931 E-mail wakayama.

pco-aria@rct.gsdf.mod.go.jp

## 案内

### 上下水道料金の納付書の納期限を変更します

令和3年(2021年)10月請求分(9月使用分)から郵便物の郵送日数の変更に伴い、水道料金の納付書払いの納期限を変更します。ご理解くださいますようお願いいたします。

●変更前/毎月23日(土日祝日の場合は翌営業日)

●変更後/毎月末(土日祝日の場合は翌営業日)

※口座からの引き落とし日に変更はありません。毎月23日(土日祝日の場合は翌営業日)です。

水道課

水道課

水道課

水道課

水道課

水道課

水道課

水道課

水道課

水道課

水道課

水道課

## きびドームの大規模改修

きびドームの老朽化に伴い、大規模改修工事を行います。

工事期間中は施設を休館とさせていただきます。

皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

## ● 工事予定期間

・ 9月1日（水）～令和4年（2022年）3月31日（木）

問 財務課（吉備庁舎）

## 社会生活基本調査にご協力ください

● 社会生活基本調査とは／統計法に基づき、5年ごとに実施しています。皆さまの時間の過ごし方と、過去1年間の活動状況に関する調査です。

● 調査の対象／調査をお願いする世帯は無作為に選ばれます。有田川町でも一部の世帯が対象になります。9月から10月にかけて、新型コロナウイルス感染症対策を行った調査員が対象世帯を伺います。ご協力をお願いします。

問 総務課（吉備庁舎）

## 近畿圏交通実態調査にご協力ください

人の1日の動きや交通手段の利用状況を把握するため、交通に関する調査を実施します。この調査は、近畿2府4県にお住まいの方を対象に、無作為に抽出した世帯に調査票を郵送します。郵送またはwebでの回答にご協力ください。

● 調査期間／令和3年（2021年）9月～11月

問 和歌山県道路政策課 ☎ 073

・ 4 4 1 ・ 3 1 1 6

## 編集後記

こんな広いスペースで編集後記を書くのは初めてな気がします。8月は雨がたくさん降って（これを書いているときも警報発令中でした…）、青空ってどんなんやったっけ？って本気で思いました。映画のように、手を合わせて祈れば晴れるということもなく…洗濯物が全然乾かなくてつらかったです。

さて、今月は防災特集を組ませてもらいました。これを機に、少しでも防災に興味を持っていただきたいです。今回は「自助」と「共助」をピックアップしています。自分と家族を守ることは大前提。その上で「助けられる人」から「助ける人」になりたいと思います。

（非常持ち出し袋に物が入りきらない 広報担当）

第 27 回

## 手話にチャレンジ！「武内」

名前の伝え方を紹介します。自分の名前を手話で表現できるように頑張りましょう！

①「武」  
左手を筒状にして腰に据え、右手の人さし指と中指を右上から左下に向かって下げ、筒状の左手に入れる。



①「内」  
左の手の平を胸に向け揃えた指先を右に向ける。右手の人さし指で左手の内側を指す。



※手話は、使う人やコミュニケーションをとる相手などによって異なるため、ここで紹介している手話と違う表現を使うことがあります。



# 9月のありだがわ

各イベントなどの詳細は、  
☎ 52-2111 にご連絡いただくか、  
【 】内の担当までお問い合わせください。

月	火	水	木	金	土	日
<input type="checkbox"/> 消費生活相談 (毎週金曜日) (第1金曜日: 清水行政局、 それ以外:金 屋庁舎) 【商工観光課】		<b>1</b> <input type="checkbox"/> 健康相談 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】 <input type="checkbox"/> 手話講習会初心者クラス (金屋文化保健センター) 【やすらぎ福祉課】 <input type="checkbox"/> 議会本会議 【議会事務局】	<b>2</b> <input type="checkbox"/> 健康づくり講座 (城山出張所) 【健康推進課】 <input type="checkbox"/> 運動教室 (きび保健福祉センター) 【健康推進課】	<b>3</b> <input type="checkbox"/> 健康相談 (清水保健センター) 【健康推進課】 <input type="checkbox"/> 手話講習会 ステップアップ・ こどもクラス (金屋庁舎) 【やすらぎ福祉課】	<b>4</b>	<b>5</b>
<b>6</b>	<b>7</b> <input type="checkbox"/> 10カ月児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】	<b>8</b> <input type="checkbox"/> 3歳6カ月児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】	<b>9</b> <input type="checkbox"/> 議会本会議 (一般質問) 【議会事務局】	<b>10</b> <input type="checkbox"/> 議会本会議 (一般質問) 【議会事務局】	<b>11</b>	<b>12</b>
<b>13</b>	<b>14</b> <input type="checkbox"/> 1歳6カ月児健診(金屋文化保健センター) 【健康推進課】 <input type="checkbox"/> 手話講習会初心者クラス(金屋庁舎) 【やすらぎ福祉課】 <input type="checkbox"/> 行政相談所(きび保健福祉センター) 【総務課】	<b>15</b> <input type="checkbox"/> 議会本会議【議会事務局】	<b>16</b> <input type="checkbox"/> 人権特設相談所 (城山出張所) 【社会教育課】 <input type="checkbox"/> 献血 (吉備金屋消防 署・吉備庁舎) 【健康推進課】	<b>17</b> <input type="checkbox"/> 手話講習会 ステップアップ・ こどもクラス (金屋庁舎) 【やすらぎ福祉課】	<b>18</b>	<b>19</b>
<b>20 敬老の日</b>	<b>21</b>	<b>22</b> <input type="checkbox"/> 2歳児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】	<b>23 秋分の日</b>	<b>24</b> <input type="checkbox"/> 水道・下水道料 金納期限 【水道課・下水道課】	<b>25</b> <input type="checkbox"/> 献血 (スーパーセン ターオークワ有 田川店) 【健康推進課】	<b>26</b> <input type="checkbox"/> 健康づくり講座 (きび保健福祉センター) 【健康推進課】
<b>27</b>	<b>28</b> <input type="checkbox"/> 4カ月児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】	<b>29</b> <input type="checkbox"/> 第2期固定資産税納期限【税務課】 <input type="checkbox"/> 第2期町県民税納期限【税務課】 <input type="checkbox"/> 第3期国民健康保険税納期限【税務課】 <input type="checkbox"/> 第3期後期高齢者医療保険料普通徴 収納期限【住民課】 <input type="checkbox"/> 第3期介護保険料普通徴収納期限 【長寿支援課】 <input type="checkbox"/> 集団検診(金屋文化保健センター)【健康推進課】	<b>30</b>	<b>10/1</b> <input type="checkbox"/> 手話講習会 ステップアップ・ こどもクラス (金屋庁舎) 【やすらぎ福祉課】	<b>2</b>	<b>3</b>
<b>4</b>	<b>5</b>	<b>6</b> <input type="checkbox"/> 健康相談 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】 <input type="checkbox"/> 手話講習会初心者クラス (金屋庁舎) 【やすらぎ福祉課】	<b>7</b> <input type="checkbox"/> 運動教室 (きび保健福祉センター) 【健康推進課】	<b>【お知らせ】</b> 毎年10月に開催している「有田川町どんどんまつり」「モン テ・オウ・コスモス」、11月に開催している「しみずふるさと まつり」は、新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ、中 止することを決定しました。 ご理解くださいますようお願いいたします。 その他のイベントについても、やむを得ず中止となる恐れが あります。最新の情報は町ホームページでご確認いただくかお 問い合わせください。		

## 如意輪寺の弘法大師像

中野地区にある如意輪寺は、弘法大師の開基と伝わり、鳥屋城の城主であった畠山氏とその城代であった神保氏の菩提寺とされる真言宗の寺院です。

如意輪寺に伝来する写真の弘法大師像には、鳥羽法皇が熊野御幸の際に寄進したという寺伝があります。江戸時代には寺宝となっていたことが分かりますが、伝来の詳細については明らかではありません。

この弘法大師像は、椅子に座る弘法大師を絹地に描いたもので、向かって左前方を向き、手には密教で使用する五鈷杵という道具と数珠を持っていきます。椅子の下には靴と水を入れる容器（水瓶）が置かれています。このような表現は、高野山で弘法大師が入定する際に弟子の真如親王が描いたと伝わる「真如親王様の大師像」と呼ばれるものです。「真如親王様の大師像」は、水瓶が向かって右に配置されることが一般的ですが、如意輪寺のものは向かって左に配置されており、この点で珍しいものです。

画像は全体に退色が進んでおり、擦れによる剥落も多くあるものの、眼光は鋭く、唇に朱をさした表情には生気が感じられます。その表現は、高野山に伝来する弘法大師像の中では鎌倉時代の作例に類似するところがあり、如意輪寺の弘法大師像は鎌倉時代にさかのぼるものと推定されています。高野山上の作例を除くと、和歌山県下で現在確認されているうちでは最も古い弘法大師の肖像画と考えられ、大変貴重な文化財です。現在、近年の調査で新たに確認された優れた宗教美術を紹介する企画展が和歌山県立博物館で開催中です。如意輪寺の弘法大師像も展示されているので、この機会にご観覧ください。

●県立博物館企画展「きのくにの宗教美術」  
期間／10月3日（日）まで



如意輪寺 弘法大師像  
縦：111.8 cm 横：78.2 cm